

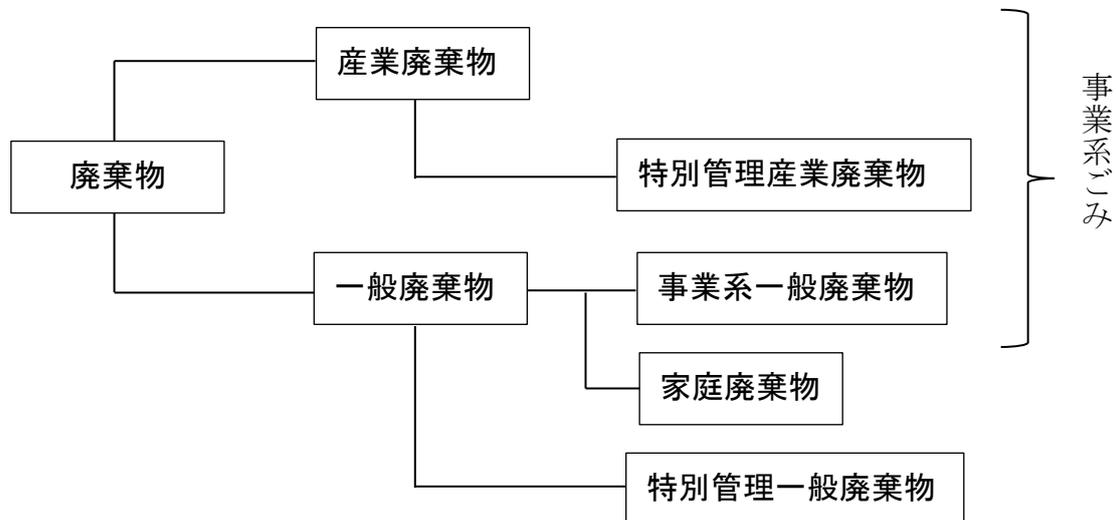
事業系ごみの出し方

○事業系ごみとは？

事業系ごみとは法人、個人、営利・非営利に関わらず、会社・飲食店・商店・公共施設等の事業活動に伴って排出される全ての廃棄物のことです。

家庭ごみとは異なる分別・排出方法となります。

○廃棄物の分類



○産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）とは？

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物であり、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物のことです。（裏面参照）

産業廃棄物は市の中間処理施設（柳泉園組合）には搬入できません！

○事業系一般廃棄物とは？

事業系一般廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物であり、産業廃棄物に該当しないもののことです。東久留米市内の事業所から排出される事業系一般廃棄物は、主に市の中間処理施設（柳泉園組合）で処理を行っています。

○産業廃棄物の種類

- ・あらゆる事業活動に伴うもの
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
- ・排出する業種が限定されるもの
紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体
- ・その他
産業廃棄物を処分するために処理したもので上記品目に該当しないもの

○事業系ごみの処理について

事業系ごみは、法律により排出事業者自らの責任で適正に処理を行うことが義務付けられています。



これは、収集運搬業者に引き渡した後も、最終的に適正な処分がされるまでは排出事業者
に責任があることを意味します。



保管や分別だけではなく、収集運搬や処分まで適正に行ってください。

具体的には・・・

- ・事業系ごみは産業廃棄物と一般廃棄物を分けて排出してください。→それぞれ処理を行う施設が異なります。分別がされていなかった場合、搬入停止などの重い処分が下されることもあります。
- ・できる限り資源物として排出してください。→紙類や金属類などは再利用できるものが多くあります。廃棄物としてしまうのではなく、リサイクル等にご協力をお願いします。
- ・飛散や臭いが出ないよう廃棄物を保管してください。→必要に応じてストッカー等をご準備いただきますようお願いします。
- ・適正な処理を行うことができる処理業者と契約してください。→市のホームページに一般廃棄物処理業許可業者の一覧がありますので、事業系一般廃棄物の処理におきましてはその一覧に記載の業者との契約をお願いします。